大久保

駿河土産

自六
至十二

G 29
790

大久保駿河土産　第十八

松本屋寄刀を献して平井[illegible]

綱は仁を以て先を殺す事

家は江戸御城下須田町といふ所に松本屋吉兵衛といふ酒屋あり

家業は[illegible]吉兵衛と高喜として此者は[illegible]正直也

[illegible]悪を専として仁義を表に守り倹約を表とし

己を[illegible]人を救ふゆへ所の者の[illegible]

昂して安楽に暮しける或時須田町より酒を砕たる

侍の八人来りて者を[illegible]所人[illegible]

悉し踊る[illegible]所[illegible]所人の[illegible]

南葵文庫

000782836

G29-790

東京帝國大學圖書之印

B 57231

迷惑いたし有りけるが丑之助出て侍に向ひ程ゝと申けり
あらう先生を見て彼侍中にむかつて我等入参せて暮々御頼み候
と付乃を八丑之助今ハかくまでの思ひ大ひに恐れ入ずゝか悪く
下き御しく退き立けるをしと見て町内の者共大ひに丑之助
之助が手並をとかんずへ人ゝ皆ハ之剣術の師範と来り
けるゝ達者の所望せしハ丑之助が曰く拙者ハ存ぜぬ剣術
しゝかいとふしく達者稽古にもと見て町人共中にも今こそせん
是非くれとも中々に頼むきハ丑之助も今ハ稽古の
被成べきき所望の所の人々手に指南致し度と約
束をす町内の者共大ひに悦び又ゝ仰て弟子共ゞ

詮く之剣と稽古いたしけるが此来誰も志しぬと思ふ人々とも
誰言ともなく申すに町辺にも剣道を習ひ度と思ひ濃中にて
濃田右衛門と云ふ者有り浦手酒方町東町に濃田屋某
有けるが是を武芸とさしめて其の濃田屋をハ朝寄の門人をと集
め神道流の書法を教へけるが濃田か門人の中に関口清左衛門
内田鈴太衛門とてふ者とも此両人とも強く武芸の中にも殊に優れし川
清内田の両人濃田か座敷へ来りて今日はとの通り剣術の
稽古致して居と返し師範とて右衛門ニ申けるハ西洞院下
弟子の丑之助と申者こうかうめなる所ハ町人の子と
せしく関口流の達人にて是町家の者共弟子となりく

其道を知ら第一に其下ニ気精ヲ本町の進田及の名術
ゟらずして其目ノ用ル之ト評判甚ダ宜しと
ナリ進田ゟ大の小照ル所ノ人の合として名医指
南とハ行腹して其下ニ気精とせハ中ル逢て候ハバ
とく家業を不ニ而ル気ヲ世ル家業其下ニ気精ニテ気ヲ
中くハ本町ハ東町ハ進田及ビ大気ヲ以テ良人々ニ家
第一ニ用ル甚日ニ顕ハ色々ノ事ガ是今年ゟ下
とナリ其下ニ気精ヲ日ク是ヲ丈ニ気ヲ上ニシテ身を復ス
得ル者ガ枚何の用ルヤ文字の言ハ何れもせよ候
相手を以テ下しとて何ル気ハ進田及ビ甚ダハ中央の

西に在り右にハ内因左にハ内田並ニ
時に於て事ナレハ在ルの四方ヲ知るハ其下ニ気精と呼ヘバ時
進田肝と掛ル甚方ハ枚前に其下ニ気精とハ是ニ用ル枕
ハ多ハ町家の家業を集ル術の指南ヲ以テ
事を以テ五ツに気ヲ開ク其の才子アル
ハとくハ事を以テ左トテ甚下ニハ疑成ルべく
和と勝負せらるる気を廻ス其の内の二ツを競ふ
是とし服ハ角を立て其下ニ気精ヲ下ハ秘事
中の左枕の名術の指南とて加ル内ニ作ル秘事
子とく名にてし一人も名しと中ル進田如く候し

ねりまくらしとゝいふゆへ此構を積入と云ふや此白米何久と
せ見つるゝ共に壱番銛を入て是ハ宜く人追ハこく
先登羽指を中るゝ漁田の内なと以毎や己を我に
向て滑りかと云ふか早く力を極て鯨の上へ乗り関へ
飛付て其身か太刀さし切付り其ま壱番銛の遂さす
ば刃をかゝしてゝに鯨くと二番銛引ゝしく
き腕揃へ力とゝゝ二之間投付たる川清
ら是迄此様を見て大いに悦び推来る旁ら
加勢と頭上て討てかゝる其後壱番者和らと
見て渦を是を跳上るゝに関の

引投て投付る意ハ子を打擲ふかくさハ外へ逃れぬ
肉田也右追つ銛て打てかゝる所を壱番銛是を引戻つ
しかひ揃へて投付とんどう打て若衆を銛して
投かゝる是を見て此勢子舟ハ又振り込て八方へ
逃去り行ゝ相図をなせハ壱番銛ハ其分にて漕行
網ハにをいて尾を押かゝる
殊さら三人が起上り楳様を押して此分水を延とまかせて
思案を増して漁田より人の勢子舟を押出て海へかゝ
りて海底を討て壱番銛中羽指へ出て注来を洲
涸し注来ののにもと知る毎に乗て船も引の如くいまと

引の世なりと明らか断所へ中上りてさしきてとは定かに今の世
時候を敷せんと思ふハ己がすきしき中の事をも取り出て
兵法の勝負ハ十よりまたじ又は所の出来ごとに掛りてさしつかえを
使ふとハわづかなる一の宝器にて一時の思ひ之人を生かしめき
根もなき事をもわすれて何の通道心之と云ふ有道同日く
三代に今をも知るべしとて其の家来も寒とものならしハ流
意に任せずべし人を生かし置て退け呉てむ道合申してよ
さるにても我が身は其の事にも成りにけり内因同道因
心ざしあるに依て来るとこそ候へとかりそめと言屋にて
少人の為の下にて切腹させて丈をも取りて不縁る

大に旅立ちて平生逢ひ人なと立遅ろ笛の調べ三つの場立つ引きて
かゝる事もあるべしとて年月のあたり少しもて進み候はぬ
手に候ハゞ後詰をも立て以て郡を捕りて為ハ流水
諸所にある中の家宅へ来りて上二三人の所より逃ハ魂月に掛りて
連りべしとて中にも其の場をわたりて切の其の所にて是
ともいふ事も有りとハ是非をも守りて魂月に掛りて年月
其の後とし役人の家来とは所存文とに流道具
彼是のあらん如く町中の為に成りて高
くまさしく中にも丈夫なる様に其の場は忠一に献
屋に利を得て是ひ丈は心を勝とし人に思ひて腰のものに所

白紙を入れまして魚屋之かし生して二百両返済致し其上ニは
是に大久保彦左衛門の御屋敷に出入をしておる彦左衛門彼魚
屋男気ある者なりし是ハ今日此の間を掛けて立替ける
其名は銀蔵と云魚屋の太助も大久保彦左衛門が屋敷へ出入しを
頼みありしが或時魚屋を屋敷に出入町々の噂を聞
頼まれし事も有りやと母小太助中々の力人に候へ
さりとて彦左衛門ハ神田町家に預りしを是れ
が来りて承りし御存べしと申されて太助其方魚屋
と出る婦人の名ハ若し魚屋一心太助ハ深く松前屋其所
在場を通ハ四服出入して其名魚屋の気質を知りて通る

此家主善右衛門入牢の噂と聞人もあの人に預けて行の葬式の事
是の事を聞やうち是ハ今更此の如く思ひぬ事と思ひ八百屋町近辺
新しく尋て後円ハ是ハ深田の屋敷へ川崎出来ると
内田彦左衛門此三人の者共が浅草御門の三ツ橋に居る事を聞き其の
住居ありとは夢にも知らず大久保彦左衛門の屋敷に来て
彦根より宿下りし中々大事出来る中に心得て居候上にて来る
に我に入れてたる彦左衛門早速出て太助と其の問に出合へ
一ツ何れやと思ふ太助が申しける松前屋の且那ハ不快の
在其の事掛けて中々の商売に候へ共今迄の此の人は平生の
悲み余深く是まで二百両返し其方へ人と申して此方に参る

なんだひと悲しき迄終ニ 右儀の外しうらく之家内え
付ろて町内へ由談判せめ候ニ付と若もえくて如何と
居ろ女房が小ゑく儀申き所ろく此趣ぐ尋と申根ぐれや
ろ兵御者以付左に申候とて申上ろ庄屋へ申ろ御ぐ此義八
御内所ぐ判ゑ名もと申と沙汰へ仰うれぬ一ろ事外申年小
ろ之すうと存知ろ一色之御茶…一日く相成や聞町小沼田庄
庄屋へ右ゐの此段宜有名ろ小仕沼田庄右衛門へ申候ハ兄様の
様聞ろ〳〵と儀ろ望此程出下名護と申ろ第何事も候へ
細ゑハと申掛御下きと存候と申候所と却而出小名護ニ被
付候と存根吟ろや小ゐ立ろ之儀へ申と迎しく家へ

今しと申ゐろ者庄屋へ参りくうちく家にて御免下さ名主へ
是ゟ御所を以て御役目ろへ仰付と同人帳面や丑ニ名護
と申者役場所へ入て陰分名所をろさも如何にゆくこうろ
仰下と申ぐゐろ此旨又沼田内同川勝之丞今此上ハ
急角共ニ申名護刑罪ぐらすへ下しろの儀候ニ下ぐ
何候ち小うも沙汰すろろ切込ニ不ゆしゐ所ニ大久保
右庄屋へ乃ゐ役所来てゐ之八何振ち大原小役ち出ニ
名護と切申なろ之四小ろ名つき今と立小世話目の
承罷出ろ申上へ下と申きろ丈夫へ何藤ちハ同役
申ニ右庄屋と同人ろく大久保の屋敷へ参ろの共庄屋へ

猪如しと信州にハ熊と云者ありけると云伊勢守申
されハ我等ハ方々の後家ともにて信玄公に申し候
此弟子ハ切込不申候也此度右之子共とて若衆[illegible]
なり此方の者ハ彼の者の弟子と引近寄不申殿ハ甘利殿
やと申ス所に左衛門尉申して日くやと申く此方ハ恰気を不被切
也と申候ことしかしかやと申す時に伊勢守申日く
馬場因幡右衛門尉内藤山縣三郎兵衛十の三人合戦
信玄之又候ふ家と鉄之に被時長篠の内に退
甲刀弟子共此所にて所人の脇として持るを手を
隠し持ちたる切込の中にて[illegible]たると云て左衛門尉申日く

文字者ハ杉の中に甚退刀ハ何ほとも不持ちたると吟味も
甘ハ弟子退死罷とハ不及申退しけるを某信玄公上らく
是をおきたるとて文字と申不申信虎未宮様[illegible]
べく候く何か申候しく伊勢守ハ此事を申ける左衛門尉ハ
一命を助けと存して扨々海ハ着とふかき一番に被成[illegible]
内々存入道中[illegible]と[illegible]
とかく申候へしとちく一に手付[illegible]左衛門尉ハ
借用て流[illegible]
[illegible]書酒井左衛門尉剣との[illegible]目[illegible]
[illegible]ハ此事[illegible]有く

是偏にかくの如きを見てうつら成之事の如く見たる人しるべし
殊ニ今時不如くして度々家に孫々ハ肴井しく家職段々
せうらんとしらず江戸御所酒井義教の日く成程候ハ
通り急度申候一、御備ハ當く根本の事ハ大閤先き
下の書之形をも書れ出ぬる書付の閣とも書なる
御所深く御覧しめし之町人の分として加様成物を持する
ハ今は見るもの無之と承り謝もなく只恐入
其日く精勤して成或は紀さんしくハ治家の眼き
らん之先うしらるべき事ハ不思議と御所より
宮をもとぐゆへ旨や成程候ふて八百年の後まで本意

此とも書て来り御付成て候先ず乃ち下り是と相の属
御之にて候

大久保駿河守老人　第七

一公方様御湯漬ヲきこしめし候時

宮内卿御膳一公方様ハ若衆の時分より御好候而進申候処一

つとい可くかたより御目見被成とかう網鏡〔錦〕ニ而飯を盛候を

と其ニ而目安掛被仰付間ヲ大ハ昔のきみつて安ハ何ぞ

買取ハづんせめうと青く浦付く其外と云中間

とも折く小茶ヲ付く候而二膳も出つて盛く大事

ニ御菓を被申付御茶ヲ掛候而只今より是ニ而覧可

様ニ盛り出中ニ而弐ツ宛と仕度候よりやすんと覚申候ハ

出候ニ付とて八仲間衆も昔ハ皆此貴人ハ石の口ヲやる也

病にて已陽をまうしてくや脈ちらしかゝとうぶ中きこる
ひと斎藤をこらかしいりて一色左衛門をして今川ハ
須永沼くし南かかよひの人倉相かまし後之助とかう出
まゝ文も書付下書小翻二三枚ありかけてうちにいへとふかくも
こらのく膝をとりて春のみん是国を贋子かうくまされ
と歳三百文損のをしまかすく焼にて銭をとかうしたる所
まありふ八服第一といひ人に中間が大の古暖のよとく
奥尾見書下とよ程く国尾へとりしるを大人を常也
ひらふく銭をせんべ一文ずつ八銅をかせぐ料理とく
陽の文金とかく入てくしかし中下さ十一片をまゆ大澄執一端

かんとせしく銭を取て酒をも下す酒をときも下ろ七人の中間がとも
服戟をや下く立をとうしや楽女ろ一色右衛門服一もんで
こ刊く足をのかし居てほくはし抵やかしを見た
名く斎藤をとうく四田とは双くんそくとして瑞比ゑん
うまを大のよ吃かとをほくまる別をして庭と見之へ行く故く
こゝ物きく人達へとを是しうを呼して見のくる仲間とさた
に中かくる八陸奥守たく請くち庭さよふしれとうゝ右助しう
申文ゆ右左衛門ある見もく申ししそと咎へがよ乗り指
に庭を付もハ以下家の田部右問此屋下わく如
庭を付くちうとうて右助の口くます文もを文ばす十ち次し世

何となく手ぬるきハさつきハ松永や北条家の命をうけ国家
ト思ひき祇園の前にて小腕をもて擬にうへ付て鉄砲を
かゝる騒ぎへと入て微塵に打碎ハ刀のさきをかへしてこれ早飛を
引ぬかんとて二三間斗投付て見とがめて川辺内田ぬ
方へ鉄ぬくかゝる右手左手へ叩く投付て北条様ハ何やら上
是ぞと云懐より見へるもの桐の紋所は情白く十文字也
兵庫の手をかりて彼を殺さんと松くちと手をして家来一両
金銀を花包にて下しと約束して八人なかゝに世に名をたて
為後へハ我に家来と松永やら夜毎に出てしぎ付て
と許ふ不便や科なく彼ハ八右衛門ひしたげるぞと是我
しきハ今と及ぶとつゝて 歎き候ハ是を通り捨て
今ハ来る喜びやと出るを見てこの間にはやきぬ
建ハ右きふへ知しやと仰て伴間たちにて文ハ何と
我にハ我兄弟すゝめや右腕の中にきいへ今包みを遣し
清ゝと思ふて此門ハ庸きり合せる物を遣し今にし
中にも松永親方ハ是人にて世にハ外よ十五人の者
名の侍と分れよと見えましハ伴間たちにハ我も此
家に残しかけの様子ハ何と申すさしたる帰も
しきを無理とぞの右衛門ハ国中にて松永も往来に今ハ
まゐる事も安くしてとも存じけの形にして何とせん

ま事之成経ハとふ子吉助ハ白く名色庭ろ出入いは気之付て
名蔵か呼出しわん余も銘手し右呼出し吉蔵ハ吉の様に申
渡されけると又仰付らるゝを用罷出る人々是も銘手
中色し御小性もあきしかと住出ゆろと云とき中間にも
ことくしと六ら人のひくきこと女郎第之御之蔵へ出てるゝ吉の
傍に申上てく泳さの品々と之様てら子捕と云吉助多しく又さ
ゑ人ゝ方きていしゝもきらうし又是も右に引所ららは
ゝ青や何かのとくの事ゝ中下と降ゝとふ人合いしか吉助ハ
皐ら行とかく付るすゝ申す大久保ゝ庭ぞ信つか鱼暑之出
鴻田の鱼暑之事
同見之下ゝ中松か和りしと申ゝ久左信口てゝ御ゝ

それより明ケ彼仕間の者共を呼出し人々を財役の人の者共
皆々連て生ましとて仕とて吉助と申人々をとりて子に松葉
出て三信毛盗賊之人来て浄文か見て家の様なる子其蔵
の様子と切割所と松葉の子代新六と申す子る西根傳の
ことく三人と大切と思ひゝ中々ハ落日の事も其之ゝ本年
私と申すハ松ふ入て三郎兵衛に寄ゝ鏡三人余之を切被
りて青ハ後ゝ来閑之様と同様にて出衰の方ゝ見て日出
解来の様之内きゝさんとこれにて同じ方三人の盗賊と
善三世三郎とも世理之出して大吉郎之押付くるし出足に
片付上して三人をなして後之を出しける

浄生所にて御修学しける中

其後のに居住しける時浄土を出で近江の国の者平井伊
勢守圓井土佐守と云者有り若年より深く仏法に志
頻に来り出家しのちに其後も大切の事にて参ゐ
ことしく列座有て所に出所来りし因縁に依て
に魂掛けて御開山にも長く影を見たてまつり
前に出て仏法を語り候に其後其者は何れも子細を申
上けるに子細にしかし人々とも申しに各々もまた
頭を掲げ是は此を…に御坐候て誓願有て
申せば…我等が文の物語を申す事の

細に申しける人々に其後は浄土の所の修行を生得
浄土の事に申しける中に人の後に付て其上にて所にし
進め因縁によて此因縁に依て浄土を申しく
有る人々と来りて御修行に時に其後縁にして仏法を語る
海よりも開山の事に於て御縁は大開山の海岸之年にも申して
尋ね出て其後は申しに人の修行の道を開
攻めよふとして村里の親の事を申しける者の家
内を開中に御坐候て申しけるに写之則浄経
まで五百石と申しとて浄土の御を浄土の
領分に其の後の弟子之人として南地町人とさして

父丑五郎義清が白くさうらへは文右衛門子細有之聟又八の
弟五郎兵衛妻を迎へ候ところ妹出生候処親父にわかれ
右同人は成長の後同人妹婿を以て家督相続致度
妹と縁組せしむ文六郎相続致し一類の悦び候へとも
病気故何の甲斐もなく相果て候又文六の母ハ親類智音を以て
後妻を以て親類と相談之上後家の家を継せ候へ共又親類
当地へ参り夫より上方へ家老に申上呉候へ共何もさせし事なく
ある者申上候親類のとゝのへ其丑五郎申候又文六ハ此度之儀
向ふ人の申のさいぎハ国元親類中の者共南部市之助
御役人へ申上候処役人之母妹が御内証を以て親類へ候
親類の者ハ出生之儀ハ出入の役人大坂に可申上候処後家
存候得て家督相続に参り候て申上候ところ掛合候是非
多く江戸表へ屋敷へ申上候ところ家老事へ申上候当地へ参
之有之母親類へさんやと申し丑五郎義清ハ文六郎の
中申候親類へ頼込之有之由承り候へ共上方家老へ申上候
其節ハ取計候へハ何方にてもこれを願ひ上候ハゝ今
の母の親類へ頼み候ても同親類へ後の母ハ親類御暇之有
願之候事に申し所へ参り候ニ申上候将軍様にて
由ハ一類後の母を親類と申ものゝ御文を存す事
まきの後丑五郎義清申し候様申候へハ家老へ有候

かのふるき事と見るより之左衛門殿ハ今の事とも左衛門之云に
明す事ハ他の男女と隣人にて申候事を可申にて候
すふ所ハ元来申事にて能ともなく御法度の事にて
一先し注意さるゝ所役にて候得さる役人
所の情を申す事にて御左衛門殿に知らしく
文人殿田左衛門殿門番与兵衛殿内田與左衛門殿等へも相談に
出してと左衛門殿も承りて少人の事も申其外の者ども出合候と
中付りて役人共に添ひ合て付け所にて一通り申候
役人のいふ事は附添にて出来る事も少人の事にて申候事にて
通りに何事も出来て候得共ふかく恐れ入り候

右のとふり御事のかくなふて申下し有之候得とも柳原との申事ありて
上下とかくとふりて少人の申聞ふる様の事とも申て候
当局にてまたしく左衛門殿も相談ハ人の事をも申て
いはくにて左衛門の如くなれとも為しか申すにて申下しても候
とふりの命のなき事さゑも来りて申上候
様子もなく申すハ親しき親方の事とも云々
ベきの相当の事に付き病に依りて御家の事も申上候
付而の前ハ皆々之親方の申し候之次第
全ハ其々とに依と申せば親方のいふ事との文通り
而も之くハ勝手に申の中にて之と申候酒井

右島肝煎右之者共ハ浜田内田同国田の三人の者なるをとさへとて
縄ハ当国へ出府ハ役人へ参り候ハ、思ひ縄を掛られしにぞ則ち先
右島の名主之者共縄とともに役人へ参り候処ふたゝひ縄を以て
下されし名主女房なつ入牢被仰付白洲へ出し候処ハ
私共ハ名主の妻子之儀ハ何とも不存私ハ其とかく入牢之者
と成り候て代として名主女房へ会せと申し渡しハ皆願い
取かへし候処女房もとよりとハかねて申しける神の
親ひとつ次の親共ハ名主所ハ我が身のうへ申し子ハ乱し
するときに親も名主方ハ縁の上下の口上ハ其者
聞えしとして三人の者共ハ一言も無之其ほか一番の人

共ハ名主にも迎ひ有之縁の上にて大切見て押しとゝきかける
下之者ハ次の役人ハ其生縁の者と申しとも是こそ名主の子と申し恐入りハ五人ハ名主
の内より其外ハ申し候得とも入牢之者ハ奥方ハ蔵へ入ること
蔵の外ありと申しきりて近く入らせしに御親類の召しに
御とかく有ての名主所従者其ハかれこれ牢の内へ申し来る
申し付る一家ともに役人蔵ともにも命ハ不及候と又もの者の者
又ハ其共罪の上の罪ニて申し渡し候処ニて御免下さ
依縄にて縄かけ申候則ち其迄罪通し申さて下よって存じ居る
然るに又ハ盗賊と見え役人に申しあけ申されかねて
縄かけ申三人とも白洲へ引出されし名主の妻とも是を見ようにて

頼もしく古への馬に深入り文頼とにかくなるまじとて出
来れは其家へ進み出て人々に申しけるは渡辺か末流内田が
末葉土肥の次郎河村か一族北条殿のおんことにや
三浦の何者か盗賊と言はれさふらふの者とも北条殿の御事を
申すはさるやとかく天下の判を代々にいたすとも人々にいひ
方々へ頼みの人とて天下の人よ此方へ云ふて世にまかせ今
子酒にて天下の者と大きに近く入りて上ては北条殿顔見
今もかくいふ心もとなく思ふ者とて北条殿を悉く頼み給ひ
ころせぬ何れとなりとも兎に角言ふを聞く世にそうしや
候とも言ひしかと申す出し人の者とも北条殿へ申しなん事を

持来り進み出て人々に申しけるは何方と思ひて有ける
御身は又何ともまず思ひて先年大殿の内の内西次郎北条殿へ臣
たる又北条に御着ありし内中村の北条殿へ万人の為となりにけれ
とへ我らも又人もなかなかとて北条殿の御身をともに言ひて
切腹せよとてすでに将軍を北条殿より追いて候ひし事を言はれ
思ひきりて心に頼むの心に順ひて此上は成る人はいつしかせんやと申す
まかりて人とも宣ふも北条殿に申す事をこそ思ひけれ
の人の知らせと申すべしと知らずに本宿に出でたる御所
の人の身にて政事と御供ありし人の前にて北条殿と勝負をいたせ
沙汰もなくてよし上つ将軍へ申しつつ御所へ参りて

又源経卿中よりも人々にはくれなくとも下りけるに老中にも御供ありて
老中の内にも又若き者とも又上下共に浄土の事に心を入の
御蔵は先年松屋へ入て出し由田門同国の主人を揚屋へ入置
ずしかの人の生国は肥前よりも出て居り候へ共下知にも
捜る者にも騒ぎ見え候て体を見すべし下りと見えて其
下りと偏にも共下知にも家ときた主人女房なども入給
浄土名代の打連て供に商に候ても其の在も
其下知にもくる人々を助て其の女子も財宝は兄
傑も在高の子きも仁心とそてに有りと作りの拵浄土
将軍の人々和もなと八十日ありし老中の子も師と心

源頼朝卿中ころ家来南部帝の信夫郡の人の又
并に松前やうにも情の女房母衣の七人と云し遣てくれ
江戸表へ下りと奥州の城にて仙台越中守方へ
中奉書ところ候て

大原騒動之虐　其八
郡陣所にて年中一次にて年中
百姓律儀誠なる役人老中迄も申書き目安を大国不
遂まて合江戸へ如斯の怨騰起る由とハ廣つるる返事
なりし名主の面々手を手の名主江戸へ趣き人と其用事を
名主取次支度致して進入人の面と取連て江戸へ登る
こうして右の代官奥州江戸へ江戸迄二百八拾壱里の六日
数を重ねて稚少の不江戸の處律儀の名主を手とて呼出し
存趣を見書の老中へ訴へいたしても老中之取次の之事
百の名前を付て江戸時評之所へ長くとさと呼候まで切腹之旨

の事承り候ニ仰られ候陣[illegible]申す段被成候ハ[illegible]此方の内参り候
を引連れ候所へ来り候女人の名ハ関東へ満(?)[illegible]候て[illegible]
主計ハ[illegible]の者ニ参り候中ニも侍女入[illegible]石見守殿女
満田門[illegible]田の女人を伴ひ[illegible]ニ相(?)[illegible]の[illegible]
[illegible]申出ニ[illegible]入と[illegible]事[illegible]一[illegible]ハ人の
[illegible]間を連れ[illegible]杖[illegible]五[illegible]候ハ女代[illegible]
[illegible]連れ候[illegible]時[illegible]老中[illegible]
[illegible]寺[illegible]日[illegible]方[illegible]日[illegible]入[illegible]
外役人[illegible]時ニ[illegible]役[illegible]
[illegible]一間を隔て[illegible]出[illegible]一番ハ[illegible]女

房と[illegible]白洲へ[illegible]役[illegible]
其事ハ役[illegible]女房[illegible]
[illegible]役[illegible]女[illegible]
[illegible]事[illegible]女房[illegible]
親共[illegible]家[illegible]五[illegible]親[illegible]
[illegible]役[illegible]役人へ出[illegible]親の[illegible]
[illegible]所[illegible]之[illegible]
[illegible]通[illegible]
[illegible]
[illegible]役人[illegible]

閉立て扉設見えるハ出やかし上女三人揚り付まく
嫁入し若狭女房ハ持参金せしハ桐遠ふるさやと尋ねらん与
三尺計高く毛頭出来ることやと上ゟ顔出しつらハ見ゆると
夫の内ニ支役人共女を揚屋に掛まして不知のゝ髪をく
役人共女房と何もなく開出て揚屋ハ掛まして不知の人
髪を役人共揚屋に掛るを見て八番若衆や右の人ち一に向懸を
責役人共出てやし女南役市左衛門役支配市の両人の監
何役宿役と見ろせしやとふゑ女房く今格両と弟給
仍て是も一出来之とふゑ仍く見揚屋と男免太乃
格子と申上其附材木ニ扉設重掛つてたと上下三

女房並に母も両人之儀と歎きなから料に縋て海士之下
さらへ申てハ斗上人ハ何しと御律にて髪を重右衛門二人の
女を門之出来をかくさる次ニ律隆の役人ハ南役市之丞儀
夫源市と五郎てをかあ三人ハ右剃髪と称ミて宿役に始末
兄女をかくし侍ハし非人の刑（さが）さに添て首ハ急度御仕付てつぐき
宇右衛門是を見ると御座候と此由を由の番人能牢守て御さろうるく
也ろ後非ハ是御上ハと御座候て御城中にも宿の訳と屋く
三人の者ハ家と申てハ御内立之者連添て切腹仰付られ下しと
御座候ミ之儀中等御預有申上ル、とて南役役夫の者を
夫より所を退清田円間の内申付がて三人の

遊戯する前を利て勝負のかくへしとて併せて許さば松本屋
ともに無き事も只一命と助けをき何との大難に流人と御許されて
其時大名屋敷ハ松本屋も多く新旧とも右ちりて沙汰書置の
折節よりて久しく殿の御代官に仰せよりて新に是々を有
翌日とて此中より沙汰を美濃一己を此段申出 此段の御見分も
松本屋五郎兵衛の御返事とハ家中屋敷よりちりそめ事 又ハ今
今日の有様 底本殿よりて是に追々を沙し方に引取まで御事の
又の内日々よきやうに世話致スと仮殿一旦是を助け八是に八品の
しと済を御世八人の有様を聞世話いたさんと仲間立て
津の五郎兵衛が出 御返ハ今日の分ら天下

当時節にかさね毎年ハ先年屋敷を返して山の屋敷へ一両日よりと
十偽者ハ五郎兵衛ハ総有契合之と済ミて某手代主人大名屋を
五郎兵衛とハいづれか沙汰ある事も之をかくして外に対決
旅路やよく更散このゆく
浅草よりかくして返りて
天保の浅草西の原へかくと家来とかく世渡り
関東の人松本や五郎兵衛膳を申させ下より関東を分
将軍家思召してかく関東
八兵衛家来を申せ世
所々用家の者を見詳

集る所此時五つ斗と大名保は向ひし中将は付詞の上座出立
様私が其の御装束の如し中納言は二位殿の座敷の
間に於て生れし世に言ひ置きし事申中将の子息と待つ中の
庭座場が白しき事は執事が仕業に付ては五百石の奥方の室より
出る所に之れ申ある事を付て一々の御部屋の中にて執事は彼二人の者を
違に先日より御勤を能く御目を以て取立にて仕付させ
なる執事が降り給ひしと申す所両年程三人に御加は十石を取らせ
に御出でべし又私の女房鳥の別出る事にて家中の御目見が
おしは可成者の三人奉行と言合せて三百石取らせ又長日振も
おハ降りとハ降りの様にしく彼の二人を取持に出でべし

中将は座場が中将は丈ハ其の事を申して十二歳の
御かん座に三人の者を申付にはしと申して是非申しと
又御座敷中将は其の方は乱に及ぶ所存と申す人に
ても若し中に座敷と申し勝負の事の是ハ女と三人の為なる
将軍の仕置と出で二人とあり御国田の出で二人の者と仕置申
さては承る所の財役に相立申さば取らせ御所の者は勝負させ
せらる所見中御以て中将は座敷を彼の御身を以て
将軍家に三十石に五人と彼の御身丈は右の通りを申上候
将軍は由申乱中の丈は乱中の者の通と申
又座敷中将の乱中の者に家の出立

上下とも廿五人のうちにて一人と言上候　将軍ゆるし
たまふ御前に候ふ人に出て候時有へき事と御
[illegible]廿五人のうちにて[illegible]左衛門尉[illegible]
く[illegible]御前に候五人の梶原源太[illegible]くと[illegible]
可有と[illegible]一所にて御前[illegible]下と[illegible]左衛門尉[illegible]
[illegible]一[illegible]と申上ケル　将軍此由を聞召て[illegible]連[illegible]
と[illegible]左衛門尉[illegible]梶原源太を[illegible]御前に出ケル
将軍[illegible]梶原源太を召て[illegible]御[illegible]に[illegible]人[illegible]
[illegible]と[illegible]梶原源太[illegible]申上ケル秘蔵の
[illegible]せ[illegible]申ケル[illegible]三人[illegible]と[illegible]御前に

覚[illegible]と申上ケル　将軍[illegible]御[illegible]人[illegible]下[illegible]
御[illegible]梶原源太申上ケルハ[illegible]文[illegible]百一
[illegible]余[illegible]に[illegible]左衛門尉[illegible]
[illegible]御[illegible]と
申上ケル　将軍[illegible]と[illegible]の[illegible]天[illegible]
[illegible]と[illegible]梶原源太[illegible]
[illegible]太刀持[illegible]と申上ケル　将軍[illegible]の太刀に[illegible]
来[illegible]と[illegible]の[illegible]太刀を
[illegible]人[illegible]御[illegible]と[illegible]梶原源太[illegible]有[illegible]と
[illegible]将軍左衛門尉[illegible]と[illegible]御[illegible]人[illegible]

多く寺の内へ入らむとせし處わかれかゆきをせしまゝ御供をそむかる
大久保忠佐其外人々をもつて節ハ今ありし其の御供ハしく来たり
中にも日井勘之丞植田甚五郎をはじめとして其外
ありける八代多人と堪へしり門前の者共しへ道多人ハ手左様の
如くして三人の者共を田八深き討死しけるの上にて
深く多人合戦して勝負を争ひの為二とひろく
中にも勝負人の討死の事は其申しけるを
其ヶ淵田ハ湊田の三人ハきびしき味方に勝を得て
湯屋も又一切をかくし
四多人を疑ひしと一札を出し候　将軍家

定まりし事を伝へに御供を申し湊川関屋の軍中の身分入ければ
其身ハ湊川の役人に申す事共をなしけるに
終にハ其の事を伝へて討死をとげ…に掛り
其者共を深く陣中にて戦ひ…
掛りて討死しけるに父南の方にハ母親が帰りて陣中
ある八幡父の教を請られ形に多人して候き前し
楠正行ハ十三才の時父の命を請つき摂州桜井の宿より帰く
翌年十四才の時父の遺言を守り吉野の御座に移
し事をせ父の忠義を受継て名を天下に顕し母に勧
めさせしハ忠臣孝子の鑑と云ふべし

ここハ源吾兵衛心得たりと刀を合せ身を固めて突進みて踊
見しや否や手なれたる刀を振て付入掛るところを源吾進み入り
刀を捌いて鍔を切捨てしが不図手もとを突掛れば付
合たり内田ハ亡き源吾を見るに振る刀の勢ひいと強く
見え互に手に成しが源吾ハ内田と共に身を摺る事尚右の腕
を十郎左と見るとき進出の右とらんとしと同時に我を忘れ
氣を取り直して刀を握りたる所を内田が腕を十郎左
内府も廿人方へ氣を取りけ刀を振り付
久八源吾ハ右側へところを付込み腕を十郎左
去時源吾ハ身を捌て今は是までと頸を掻きて二つに首

十郎左せバ見こと見て諸賞一同かくと驚き居たり
るさま上でへりつゝ源吾と同年の内田が成し事を
筆紙に尽し難し叔将軍にも御感ましまして今川家
源吾を忠臣に思召されたる由賞に源吾と名乗けるか
又の事に至りてハ三人の者の名を後と今に子孫
在る者役をつとめ末繁昌を見し事ぞ是まで
義情の由候ことなり

大久保駿河守土産　第九

高田殿淀殿と姉妹たる事

附り戸田備卿と打擲之事

只たち湯漬人の傍にて男女を若殿ってより浪人有ありけにと出羽

君達に之人の姫君姉と云帝ちひ妹とおつきと云へばえ才の

姫生付すへ至て物言之形も只佐容貌も申ましく言

まいハ又姉の子わく院あるハ人の腹ハ内をもとなしゑ

に出るかこ笑うた姉ハ十七にての浅井頭郷ハ山城守と云人官

使に出る此姉ハ京来亭量ハ人ハ腸という人ハ山城守

が妻に付ての妾と云ふ十ふ様にハ如書き之事姉妹つき

ハ又戸田与五郎といへる十五万石の侍大将の二男にて出生せしか
与五郎の己に中の妻となりて二年ばかり所明寺宝生寺にまかり
身まかりし後おもひ絶ぬ事となりたる然るに文弥の中時ならず
に添ひし女房の親高田太兵衛と申ハ母の言に従ひ縁組をなし
又姉ハ武田を嫁ぎて文の山城なるにより中々に取れハ姉聟
の与五郎ハ又母の出世ほど喜びて日々にうち月日を送ハ姉の
事なれバ私方へ来りしをりもたねバ又の上さらに在る女の
事なりとハ己に任せ候御事なり相ひ過ぎ候て其後
二世をかけ置きしと申す山城なる中相ひ添ひ侍る事と
いひたる事の親達をまいらせて申すハ女房ハ持つき
やかて其月日に入りて御ゆるし書に出すべく事なり
あなたの御身にも後に聞え給ふ事も有り一つにハ思ふ事ハ
たとへ海のさまを申さずとも武市殿の御心に任せ候ハんと文
なる出来て世の人の中に仕へし御存じの事を申
あり一つの事ハ打ち明けて文に告げ山城なるを思ひ大夫の年頃にて
も出ぬ事と休みしことも中々にしてあはれ時に出会ひ山城の
一方と立ち出て思ひ込めたる対面し出でる事の身の代わり
不便なる身の戸田与五郎参りて其の身に添ひ武市の
其の方にも人に会ひ出して今にも出て
ゆきて僧と思ひ見えし事の時の女の時日の物語

とやらの甚五左衛門と申て糺しけれハ五兵衛抜合申書付の如く何ぶ
是乃事と人金子入用にや了ル近頃山田屋九兵衛ハ言わる事也とて
只今金子ハ言わる故に出勿を申さ候下と申ろ蔵ろが手控
而さ是ハ実ハ金さし二ト是非く返く候下と申ろ方控合ら
委細もし申下と二礼候而御乃ろ訳く望月山城ち戸田五兵衛が
宅へ向一通り様子承ろ望月甚五左衛門ハ金子の儀ハ知らぬと申有りき
ハ五兵衛也く金不足ハ之ハ数八彼ハ之手よ出候とさ事しみ
ろぶふさ方ハ段弥にも文ハく然ず金子と相分りぬ様子
しこよろ山城ちとハ御乃の件あろさハ三言あとに思ひし当山
の四日よ時く時かどうへつしやうに二十五兵衛の曙朝を極

出入先ハ山城ち是より二玄紀州種々の仕様これ有り出て
家主留守恒右衛門事と二兄ね次ハ五兵衛金子隙とり
げる様子ぶ女房の和市とハ元中にハ今日妹三年の不足
方にて物拝し合の談三恒右衛門ハ二十五兵衛下し段取是を
手を兵しく世話出来ぬと十両とハ和市の夫を
拝し合の談を三右衛の手よりハ山城ち方へ五兵衛とハ内済
出と申ろ山城ちに入とハ汝の事と出先にて甚く吟味に
取たまへつく五兵衛とも近頃山方へ五兵衛と相互に和市が
目く望み恒右衛門二十五兵衛に世話ハ今日も二言山城ち其
さる旅にて二ヘハ何とぞ急度申さるにハ総体の拾を合せて

何ところ私方にてハ夜搦せずとも大事なる一件之書本にて候わく
昼夜一件ハかきたる件にとしとて私常にて海ゟ取て候
しるさ
何ものか悪口に残しきの硯箱とことなり
爺も我々の心情しるさ　男の山城
引の如く書付高閑に張付置しかやらし
戸田硯箱山城と書損の事
扨も硯箱山城ハ戸田采女正と相なりくるゝ事ありて
彼く事多くのさまに悪口書付を家中へ
付たるところ戸田采女正ハ山城か住居に至りて山城の言葉

出逢の元より先日之一礼を述て扨一件之書本の勝手と云出
なりたる所書を見候へとも扨此書留め致候ハヽ今日の尋へ命在り
と思ひとも是れハ恨むらくハにしも調れる扨女房お
つきを以人々ハ御帰宅の山城ハ扨人々のこと
今ものところへかへりてさて此命任せ合ハるゝ故汲
らぬきの事理云はハ一家の為と思ひ無念の余り書せし
ころ其段とせん事をき申し候し所を上へ申る呼ゝし
是ハ下と申付候て又々ほり候て其上其采女方に男子出生
しるとハ此男子を以て帰せ而山城方へ渡りしハ其女房
扨方にハ男子出生せりとて披露せられく産家へと祝ひ遣

なくはなかりし山城守是を見てくやしくて庄相の居屋をて
まだしかへしはかなくてはの捨置へしとなりて我又帝中なりは
妹の御産の事は觸と役をとりはからひわかれ一つへの
前の外せしとなりき山城守もとより相に物が入を此上が
なおかつ又我かまひなくは唐しの新りかへはしに歳月を
すましき若不御と裏に出てけり今の世の中にくへ
とかく今と後を目出度元さたりのを人が見かたに
うかがひ捕へて天下の世は下かたにして云下との中
かり帝ことは今ハ法をかくとかにしく美を取りがかれ
ましき氣の毒妹が思ひて豊前守を母のしぶかとひは

其人と思ひしつくし思事しまりしと我か袖を縫ふて産したん
ほしく思ひ人は思ひ候か袖と夢に縫たるこそと
ちかく思ひ座ぞ元に捨て戸田乃之持せ思ひかな江
ともなし申と山城守の御文の帝と返して捨き御じ思ひ
身とことをもしく下向しく御せき分と戸田乃之もしかるや
なとかくあるもれもせよ男の元外と守が女の方へやると
御ど女房のそと申して男の祠と出御じ我候に相帯
ここに彦檢に相かるの布ハ新妻に而経ケ今月八雑御着
あまり出し御か親に金子をかへりて又金と返納せよとて
やかて帝ハ後に是めでし有ハかりにてしやかて御尾さるて

離縁するときハ是非なし然共私し女の衣服を返すへく其帯も帯
金何とても返済仕へしや是非手ハ用捨に限るへしと申
是ハ蔵する預りを打婦りしくやく夫ハ不愛なるに候若金
子を返さぬ人ハ其代り物を申出にしくるに借る人を用ゆ
金子をも返済してをと申候文もん月とせきぬかせん餉とぞ
如帯ハもとよりこと悪をも申出と迄のりし思ひよくとつて上下と
ミミ居る人屋敷内へのりる如帯ハ悪様の風俗を定めかたし
前だもと不宜きのこと候黄金返してと申出ることへいつとがるへしき
座世の物をもうへしに洞善帯物めの指の間をひくもぎ
孫ハ要請なし入々とある同じ如くる洞のいの流も思案すへしに

金を借りて出蔵するが情をもし借方と無ニ應に思ひニ預くして無沙汰
供奉年の所向上壱両を借て引と申をりやりかたに壱両も此舟をぞ見をく
大切に情をきこし物く人の分なる出蔵するか借方へ金子を返すにしく
取をかりきるまへもと念比に報謝の金子をとしてや如帯の方
へもそりぬる如帯ハ大に悦ひて渡し金を子報謝と及人へ段出蔵する
ゑさとも今よりハ金子をと只其如帯に向ひ申かれハ金を借る
供ハ何かなる人を立て出し候へし元手いつとはいへと元金を
ミ年の間の利足を出しに金子も其何ヶ月に
利をしく毎月せ分つつ之一ヶ年利分出百両捨り
此金を四年十八才の入用に是屋借世に出り　大とハ両年の

四ヶ月過利分数合五百両之金に直し十五両は金ニ而
利足と云て払ふ事ぬ也支兵衛殿として此体へ
とうふ屋をする太郎吉市ハ大の腹立之金を貸て御いとやら
親としてハ元金子又用わかせしと申し是非持来べし
之御いまうけ金も利足とと御くるゝハ僻かなるに成合
とらぬ蔵の同は角之何とも叶えに及ぬ利足を出し返し
御と申し世にしく出すへしとの所ハ十両と五郎方へ合候て
来るしく中々ハ太市さん金子さしてハ多くの子へ
名主殿へ御しと云ふ又は太郎吉が中程月にも水呑百姓
此度も何の西同に足を一分もしまする五郎様へ

御尤くと思へども出蔵の者らしく頼まれ候へハ手に御く
申しる事細しと返事をとらし候と返し早々出蔵出
候の来りしまでと申して旅老深月年左衛門呼て申
名ハ縁者の元金ハ元金を返へ世上又金を貸
しく利足と云へ御かわり御戸田方へ頼み候出市と
節方利息の元四両返させと返して来るへし中におく
付て年左衛門十両支へ金へるして之を延は皆に成らく進
せらるへし右の利息のうへハ出生五郎様方へ年月も合せて悪金
とすれハ出蔵のせしハ何とても利息のりを申せ共利金を
四ヶ年の間貸りもてハ御心ハ欲しとも勿致方もなく

きこしく只に返し申したりし浜田又全ハ論義ありて家来
に命じて夜に出て行けるに与五郎・山良を呼て申付るハ
此上ハ段当三郎権利を取て于時又兵衛山城守
目下にて市兵衛と連立て出たり此時利兵衛の金を持て出し
他の使にハ申つけて利兵衛を取寄山城守居申さぬ所に
出されハ子細を道を申候まゝ申とても使を返し
たる使ハ急き立帰りて右の趣を申入れけれハ山城守も是を聞て
驚き入是申しけるに市兵衛ハ泣々申たるに与五郎方へ
立寄玄関へ行と出向たる次の段へ上り申て文にて
挨拶申し申たりしか縁にて玄関の次の所に挨拶申て

市兵衛も金子負けの所に参りて与五郎ハ立出て座につきて見れハ
山城守も組して出合申し又山城守対座して挨拶をかはし
其山城守申て役者立て詞を申たるに与五郎段書付を見
委しく申たるハ先達て申置候に付金子請取市兵衛の方へ渡し候
申されしハ又四年以来の利足を五百両につき一ヶ月
只今金を戻して四年以来の利足の分懸て又申けるに座に上りて納めん
山城守申ていたし文にてよろしく申や段々金子ハ申入候
頭取して其時与五郎も又何か申と思ふ所申す夜に
三人の者刀の音すると見て刀の音すると思ふ所に
市兵衛ハ山城守にも申て玄関迄出てこらへ家

東之五郎に古井に云ふ宗る池窓も加せ込ひとを付る世のもの也是也字
ときも宗の中込我しも我不加也入を込りしくは我方かやくるは
ひかひとく知ても久と来年もわと近込て出頭して云ふてもやかむそうん
や我ハ八月に至て御門にて忠義を施すことに上にて家来に召て見
捨ると云ふことのいかにしと云一人偽りを見せず隠居の類なり
ごとし門と世上の評判なるを云八戸田十五郎か一家に戸田左衛門と云ふ者
ありて田を得と云ふ所に出十五郎ハ別にて伝敷る事いやよのわしき
左世上の評判捨之趣に旨に右之趣を見聞して左衛門此ふう縁して戸
田十五郎ハ古云天国屋を勘出して晒湖出職は八内左衛門か申上て因幡守
の脈とを知る加用かし

大久保臨門言行 第十

晒湖改易之事附町家へ下る事

附 忠清出羽守を譲代は悔む事

去る頃大久保彦左衛門忠教ハ下総国古河の山一万石の城主を勤めし往年
名ある人に武ても下て出職も豊五郎に譲を命し去る度々
子孫ても大久保家か居て文の改めに戸田十五郎に対面し
具にて之の様に申して之隠に召置之日将軍家直之
屋形の縁に出させ与の目を隠して待つ事を極して出生
けしが如何に思ひて怨を柄のこえに刀にりく
古ね前も青山を召て来るを引かく隠を寝て

例くはよき精をえよく
参らまう神の御世の書林
柄とえらくこゝそ伝も知らに
と言ふ声下ねく此境を見ゆたら将軍ゟ斜此段奉るへせ
あは引ゆかり大久保主殿頭佐奉に有し老中に挨拶し何か
久しぶり対面住下侯ゆ左様なりしまた様ぶ上さ中のうさうくやう
主殿頭殿に八田大也山王社家と兼ち大慶因の御隆盛を祝
挨拶し是を主殿が所存して年寄中に右ら大慶有滅ある
戸田孫五郎らも大人を此辞とせるしこゝまで比評にお
以て交しかへと老中の内さかく八とめたゆい五郎ても

お成るうて文蔵ら八節席の中にて八大成之と多ら五郎是ら胸中
に出でる事を書き於て礼之此蔵者に係く戸田政易を申付く文蔵
等ハ戸田に向ひて伝ふ事にして何も八年文にして神妙之事也戸
田の申すところき八大御所様にて御尤が人にも申付かと申極めたる
と云ひて主殿頭のこことなりて此吉 将軍家ハ上へ申すやと
是れ老中の内へ申し入れて上意を仰ぐことこと主殿頭
御日て御上意に及んでは此ハ此べ下しと次へ去にゆりて主殿頭に
書面を認めて申せハ相を将軍家へ差上げ 是書付を見て
あい主殿頭の事がうけ何ゆに承りで以来ともう堂ひ
之と八所比見最も中次ぐ上主殿頭に附けて抹上秘密やハ

夜ハ右之通り中なり君にても蓋唐安書の御事と申しなから候へとも
中より又将軍家ハ御上日光山へ参られ候て光明山蔵ら
と云田中五郎と云御内の者ありし世之老中へ伝定之儀ニ付て十三歳寺
と上たるしゝ兵衛之方よりあり君慮を申下しと寅々夜を遣帰られ候
門之の趣候之知行ハ其之君にハ来ると社擲やまらの事者安
町下にぞやり上下へとも云上候　将軍へ候ても其之處へ下り候て遣
中下と云寅時之居あり中将之戸田五郎と云女房の
親たりし田中甚之允遣ハと書候て男をうごかし又山蔵主
ハ七ツ君と之大低にしたる田之姉婿と書として左らさるへきを
男をもって也とすと知らで利金銀拾分と男の高田へ

中も君へ申しく申し参りにも御出家を妹の方へ進礼にしたしく
参りたるを憎り是ニ近内深くたる女房と離縁に付て彼
男の方へ参りしかる処女をとくとくとりかへ五郎方へ返
納せ出るに及て利金をとりて中より云の返りかる五郎も返ひ
無きを八利根を出してへき方女と金とに中へと返ニ来たる山
概うて彼利金に同しくさま是を争なる欲を除かうと
来りて近く恰好にしても方にてハ来る上たる刀を横へさすると
知り候て勝事書のうへ成る右かつかつ腰のけハ君の内
聞き心へきるかにてハ若衆附有けるハかうしの曲尼なる団に
立べきつくるしと御のなかに湯入と云るを又申さる

清にして又知りまを盗むのみにて山蔵の気質とは同様にて
豊五郎事は抑々家の臣にて侍は総て有罪之事で由を以貴
せんとは老中方の眼がねに叶ふ所一寸にもかも悔ひ
さきこしうれともかく人の若悪を咎す其利の両様なりと以て樹
きよもとねむき過くしても是を考へ見るへしとやらろ　将軍家にて
御しゅきに叶ふまと手ひと云ふは唐書に洋して来り
之は云と樹てやきいは先豊五郎に五百石加増と仰付られま
二千石ともつして過すからに仰付らるゝべし　又渡辺山蔵は流石
至極にも附る罪の科にもわたらす　夫と付山蔵は能きやう所
有彼は勤番の業休を知らぬ人は金銀の満るを好む罪之

高名へ出し町人を退ることなしは彼は同々へ夫とても先の町奉行所に代に
仰付大年に云ふをやうれしまん家株まで町人に至る迄ても
起りしもそひとすとやら　将軍は樹と申て御ふと所理わるかる
通り夫者中へ官の始まふるとて申ては御前ともと次のように退きて
文に渡辺は白の夫人と近習隊所に於る　将軍の上意と云ふとは御懐
中ころふ扨もう白中に五郎五百石の加増と云ふとても渡辺山蔵
扨も山蔵も有金そを残へす奉云へ屋敷と引きて高名へ出して
町人と家業しに仰付山蔵始とまかせて出本と云て引きらる
豊五郎は大久保の信にて結ともとまかせ加増は相続と扨家
して引も家に残して老中連判の法相へと添へ渡辺は本

然るに此頃京都の所司代ハ松平伊豆守殿とて流石人を見る目高く
町奉行新見加賀守殿とも談り寺社奉行大岡越前守殿に町奉行
の諸役人を置かれ此度御取立の所司代とて町々へ
ろう者ハ別して是非とも所を見る所衆の者へ仰付
がたく思召しを捨て時ハ京都にて上るべき者なれバ吉宗公御聞に達し
大岡忠相殿の御職にて町人と成して破却や諸寺院と名を改め江戸
表と申す戸田出雲守殿加賀守殿と申して何れも立派なる人品の諸侯と
戸田出雲守殿の御家人張主なり
戸田ハ二千石にも成給ふべし
越前守とならべ上五郎とし れ

斯くて御役を仰せ付られ人々は不思議と驚き且つ感心せし中にも
大岡越前守と共に噂とぞなしたりける

扨も将軍吉宗公御治世の事

那も吉宗公は有徳院殿とて紀州の御出にて御身の上より仕上げられし名君にて
英明の御生まれ 将軍家を継せ給ひてより常に倹約を好み給ひ 政事を静に成し給ひ
又遊びの類は有らせ給はず 天下の罪科を軽くせんと改められ其頃世の中よきに思召し
しが新田の開発を始め旧弊を除きて何事も古に遵ひ給ひて候事実に
しが格式を改め諸人の騒ぎを省き一切質素を仰出され今の世の中に比べ
民の浮まる事と思ひし程の者を取立られ昔の人と思ひ出すと
皆以て有難き事と感じ奉るべしと申して世に伝へ聞きし所なり

ると平伏せし兄之八耳県家(?)是まで上意の旨を聞奉りしに

藤堂(?)なる男絶えてる所もあり花多くは悲しき

ま実为にうみし八百年以前洪水(?)に坂崎出羽守事之と

御政道を能く心得ま文ふらぬと之ハ惜しき坂崎出羽守事也

と申る事をかくまでまもうとの事之ハ惜しき坂崎出羽守事も臭(?)盛之八十二歳ある

元和の年六月七日大坂落城し右大の是上にて落雷(?)なし

秀頼公の御簾中ハ二代将軍家の御娘也是令の程覚束なく

思し召す故その中にて誰なりとも城中へ入て御簾中を

救ひ出しまいらせ候者に御供(?)は……妻に下さる旨

君の将軍の命を坂崎出羽守承りて大の手城門に濡て

中より姫君を救ひ出し奉り虚(?)を長らへ在城(?)まゐらせしかば坂崎出羽

守将軍家の御前に罷出けるに以前の一命に加へ御褒美(?)

仕るべしとありて 秀忠(?)公は遠方の事なりとて方々と御出の

上意を承りてよろしく家来に申含め居度の身(?)支度(?)を

出羽守ハ嬉しさ(?)の余り(?)外の曲者(?)の不埒にも

おのれ(?)の程ハ(?)としのさましまいらせ姫君と娶すべく

出羽守坂崎ハ今命の親也とて御家も此方へ(?)行にれと入るべく

も待つ所に 坂崎出羽守遠方之御拝(?)……べしと

有しに千姫君の縁(?)……の外 将軍にも御出(?)國(?)に及

ことしかも関東出向の後に出羽守の進之(?)中ていふべしと延

川わく大坂御城の上御殿にて〻先ツ旅宿の書院切て有とさあれ
ま一万石の小旅宿に二万石の旅宿と出来て石州浜田の城主ニ作
兵が旅宿之にて足し被召とハ御く大倉を給ひしと〻にわれハ
将軍家の御年にもなるべしと思ひ入る所に利欲を廻し〻是ころ
が無きる事とかけ〻〻情を含とろうする時節を待し所に
元和四年三月七日姫君ハ本多美濃守忠政方へ御入輿とのよし
坂崎出羽守の時に此方より人数を揃し途中に於て奪ひ
去ん日難なく来りが最後に逆ひなし〻〻大小名のわざ〻〻無念
くして是父子共に自害〻〻〻之 将軍家にハ一向ものが
うきとくるる坂崎が家来国中ニ頂れるとくさめ有しが前よ病氣

のほと〻ずとして教訓の業抑もいふて退出しく所医師を招く
療治さ〜しむに仍ひと得く〻當日に全快之ろう坂崎が弟子にして
殿中斗りにて安し〻是悦候生涯君の慥にて左様とせん医業
と職とし〻教訓を色こし〻此御に候儀常略者に業切りく
所医師の手にて全快せる事を教訓とつき出て帳を記べき者
多く海〜が教訓を誤て〻〻来し〻と療治しる切わり所医師とされ
抱んと思ふハ下にて身に及ばざるハ教訓逆人肉取を技をと〜
とハ国中仁頂を帳を記ひ教訓とつき出し〻渡人出〻さしる
るをとも実る父母とも〻教訓を此父母人命にて存在の親族
大人にて教訓を見〻さしのんなんるも下にて渡人せる時ハ大将の

入
本
書
紀元二千五百六十五年
明治三十八年四月十六日

高処兆兵衛ハ子ども常々見て主人の帳を目にせ
清兵衛の子の弟の兄を借る事ハゆえ主従の事も殆ど方向なき事也
や財に依る故清兵衛が金をかすと云ふまことに忠臣ハ兄ハ御当主を
取りもどす千年ハ末まで忘れて主人の者の当主にやすんずる
然らバ清兵衛が思ひ立事ハみな一旦利運を得ることハかえって
安穏に相続せんやと思ひかへりて上ハ家を繁昌なさしめ都
感嘆ども家へべしとひきかふ清兵衛の文を其の志ハ
一通りにて其の沢を忘れまじくあるべき事也